

個人住民税の特別徴収徹底へ本腰 特別徴収義務者の指定を実施する構え

全国の自治体が個人住民税の特別徴収対策に本腰を入れている。

特別徴収とは、事業者（給与支払者）が毎月の給与支払時に、所得税の源泉徴収と同じように、従業員に支払う給与から個人住民税分を天引きして都道府県・市区町村に納入する制度である。地方税法に義務として位置付けられているが、中小企業等の一部には普通徴収との選択制と誤解している向きもあり、特別徴収の割合は約 7 割にとどまっているのが実情だ。

こうしたことから、総務省や都道府県・政令市で組織する地方税務協議会では取組みを強化。関東九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま

市・相模原市）では、連携して特別徴収推進対策を実施中だ。神奈川県と県内市町村では今年度、特別徴収義務者の指定を行い、当面、例外的に普通徴収を認める場合の基準を県内市町村で統一した。

東京都では昨年 2 月に「オール東京特別徴収推進宣言」でアピール。逐次、対策を進めてきたが、今年 9 月からは都内 62 区市町村と連携して事業主に指定予告通知書を送付して準備を促すことにしている。さらに、2017 年 1 月には普通徴収している理由書の提出を求め、5 月には特別徴収義務者指定を行って特別徴収税額通知書を送付することにしており、2017 年度から原則として全ての事業主に、特別徴収義務者の指定を実施する構えだ。

将来、介護のために必要な貯蓄額とは 夫婦で訪問・通所の場合 1835 万円

経済産業省から「将来の介護需要に即した介護サービス提供に関する研究会」の報告書が公開されている。この報告書は、生産性や効率性といった労働科学的アプローチから介護問題を分析したもので、その内容はすべて数値に基づく。全体を通して介護事業者側の視点に立つが、長寿化によるリスク対策として、一人ひとりが生涯設計ビジョンを立てることの必要性を啓蒙している。

報告書では、十分な介護を受けるために必要な貯蓄額をケースごとに試算。具体的には、単身か夫婦か、性別、65 歳時点での平均余命、要介護認定期間、要介護の程度などの基本属性を仮定し、通所・訪問介護を主とするのか、施設に入るのかといった介護サービスの受給類型を組み合わせ

ている。例えば、単身の男性高齢者で訪問・通所介護を受ける場合、65 歳から平均寿命までの収入と支出の差額は 219 万円で、「貯蓄等に頼る必要がある」とした。また、夫婦で訪問・通所介護のケースでは差額が 1835 万円となり、これだけの経済的余裕がある人は多くないだろう。

報告書では資産形成の在り方を問うが名案は出ておらず、「健康寿命を延ばす工夫が欠かせない」と、厚生労働省と同じ結論で締めている。健康寿命と平均寿命の差は、男性で 9 年、女性では 12 年以上。その期間、健康でいられるか、それとも介護が必要な状態となるかは分からない。各々で長寿化リスクに備える必要があるだろう。